

健康増進法に基づく特定給食施設に関する各自地帯の法的整備状況等 調査結果(集計表)

表1-1 問1.1)給食施設に関する条例と栄養改善法時の有無 のクロス表

		栄養改善法時の有無			合計	
		あつた	なかつた	記入なし		
給食施設 に関する 条例	定めている	度数	13	0	0	13
		%	100.0	0.0	0.0	100.0
	定めていない	度数	1	74	4	79
		%	1.3	93.7	5.1	100.0
記入なし		度数	0	0	0	1
		%	0.0	0.0	0.0	100.0
合計		度数	14	74	4	93
		%	15.1	79.6	4.3	100.0

問1.1)条例のインターネット公開

	度数	%
公開されている	12	12.9
記入なし	1	1.1
非該当	80	86.0
合計	93	100.0

表1-2 問1.2)健康増進法の施行に関する規則・細則と栄養改善法時の有無 のクロス表

		栄養改善法時の有無			合計
		あつた	なかつた		
健康増進 法の施行 に関する 規則・細 則	定めている	度数	70	5	75
		%	93.3	6.7	100.0
	現在作成中	度数	3	3	6
		%	50.0	50.0	100.0
合計	定めていない	度数	1	11	12
		%	8.3	91.7	100.0
		度数	74	19	93
		%	79.6	20.4	100.0

問1.2)規則・細則のインターネット公開

	度数	%
公開されている	43	46.2
公開する予定がある	4	4.3
公開する予定はない	21	22.6
記入なし	6	6.5
非該当	19	20.4
合計	93	100.0

表2-1 問2. 1) 特定給食施設にかかる書類

特定給食施設にかかる書類	栄養改善法時						健康増進法施行後						栄養改善法から健康増進法に変わっていない					
	施設が自治体に提出する書類		条例で提出を義務付けていた		細則で提出を求めていた		定まった書式があった		提出を義務付けている		提出を求めている		定まった書式がある		書式を変更した			
	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)		
給食開始届	9	9.7	64	68.8	55	59.1							83	89.2	68	73.1	7	7.5
給食届出事項変更届	5	5.4	49	52.7	39	41.9							83	89.2	56	60.2	7	7.5
給食廃止(休止)届	9	9.7	64	68.8	55	59.1							83	89.2	67	72.0	8	8.6
特定給食施設運営報告書	5	5.4	21	22.6	31	33.3	6	6.5	11	11.8	29	31.2	23	24.7	11	11.8		
栄養管理報告書	7	7.5	53	57.0	62	66.7	14	15.1	38	40.9	65	69.9	50	53.8	24	25.8		
自治体が施設に交付する書類	交付を義務付けていた		交付していた		定まった書式があった		交付を義務付けている		交付している		定まった書式がある		書式を変更した		書式は変更していない			
	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)	あり(度数)	あり(%)		
管理栄養士配置特定給食施設の指定通知書					63	67.7							69	74.2	40	43.0	29	31.2
管理栄養士配置特定給食施設の指定取消通知書					56	60.2							65	69.9	37	39.8	27	29.0

表2-2 問2 特定給食施設の栄養管理に関する提出書類について

設問	項目	度数	%
① 栄養管理に関する報告書等の様式	分かれている	63	67.7
	分かれていらない	24	25.8
	作成していない	3	3.2
	記入なし	3	3.2
	合計	93	100.0
② 報告書の様式の種類	2	28	44.4
	3	11	17.5
	4	7	11.1
	5	14	22.2
	6	3	4.8
	合計	63	100.0
④ 報告書の提出回数	1	42	45.2
	2	19	20.4
	4	18	19.4
	12	1	1.1
	施設によって違う	6	6.5
	作成していない	1	1.1
	記入なし	6	6.5
	合計	93	100.0
⑥ 報告書の返却	返却している	34	36.6
	返却していない	51	54.8
	記入なし	8	8.6
	合計	93	100.0

表3-1 問3.1)特定給食施設以外の施設への条例等と栄養改善法時(特定給食施設以外)の回答表

		栄養改善法時(特定給食施設以外)			
		定めている	定めていない	記入なし	合計
特定給食施設以外の施設への条例等	定めている	度数	36	2	0 38
		%	94.7	5.3	0.0 100.0
	定める予定	度数	8	2	0 10
		%	80.0	20.0	0.0 100.0
	定めていない	度数	2	42	1 45
		%	4.4	93.3	2.2 100.0
合計	度数	46	46	1 93	
	%	49.5	49.5	1.1 100.0	

表3-5 問3.3)② 特定給食施設以外の施設の栄養管理に関する報告書の提出

	度数	%
報告書を義務付けている	12	12.9
報告書を求めている	29	31.2
規定はない	5	5.4
記入なし	2	2.2
非該当(条例等なし)	45	48.4
合計	93	100.0

表4-1 問4.特定給食施設指導の基準と栄養改善法時(指導の基準)の回答表

		栄養改善法時(指導の基準)			
		定めている	定めていない	記入なし	合計
特定給食施設指導の基準	定めている	度数	40	3	0 43
		%	93.0	7.0	0.0 100.0
	定める予定	度数	4	20	0 24
		%	16.7	83.3	0.0 100.0
	定めていない	度数	0	21	2 23
		%	0.0	91.3	8.7 100.0
記入なし	度数	0	0	3 3	
		%	0.0	0.0	100.0 100.0
	合計	度数	44	44	5 93
	%	47.3	47.3	5.4 100.0	

別添2. 条例等の提出書類

			あり(度数)	あり(%)
1	健康増進法施行細則(県細則)		65	69.9
2	特定給食施設及びその他の給食施設に係る条例・規則		25	26.9
3	1、2関連の通知・事務連絡等		29	31.2
4 施設が提出する書類の様式	ア 給食開始届		82	88.2
	イ 給食届出事項変更届		82	88.2
	ウ 給食廃止(休止)届		82	88.2
	エ 特定給食施設運営報告書		29	31.2
	オ 栄養管理報告書		66	71.0
	カ 様式・報告書等の記入要領		46	49.5
	キ その他		12	12.9
5 自治体が施設に交付する書類の様式	ア 管理栄養士必置の特定給食施設の指定通知書		66	71.0
	イ 管理栄養士必置の特定給食施設の指定取消通知書		62	66.7
	ウ その他		10	10.8
6 施設指導に関わる書類の様式	ア 施設指導要領		18	19.4
	イ 施設指導に関する記録票		26	28.0
	ウ 評価項目及び基準		19	20.5
	エ 指導結果報告書		38	40.9
	オ その他		6	6.5
7	その他		1	1.1

分担研究報告書

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関する自治体の法的整備状況 栄養管理報告書の現状と課題

主任研究者 石田裕美 女子栄養大学助教授
分担研究者 村山伸子 新潟医療福祉大学助教授
分担研究者 井上浩一 関東学院大学助教授

研究要旨

健康増進法の施行に合わせ、自治体が特定給食施設における適正な栄養管理の実施状況をどのような内容から把握できると考えているかを明らかにするために、栄養管理報告書などの書類の書式や記載事項について 127 自治体を対象に調査した。

栄養管理報告書などの提出を依頼した結果、64 自治体（50.4%）から提出が得られ、その数はのべ 177 枚であった。報告書の名称は 28 種類認められた。提出回数は年 1 回～6 回までの範囲にあった。また、施設の種類により報告書の書式を変更している自治体が 46 (71.9%) と多かった。施設の種類の分類方法についても様々みられ、自治体の給食施設指導に対する方針の違いを反映すると考えられた。報告書に記載を求める事項については、自治体、施設の種類により異なり、いずれにも共通する項目はなく、自治体の法の解釈の違い、栄養管理のとらえ方の違いが認められた。給食の運営計画を立てるにあたり利用者の栄養状態等のアセスメントの必要性が示されているが、報告書の中でこの項目を取り上げているところは少なかった。また、給与栄養量の目標値や実施量の記載を求めるに留まり、摂取の実態を把握する項目を求めている自治体は 3 自治体と少なかった。

調査を通して給食経営管理領域の用語の定義をめぐっての不統一があると考えられ、今後の大きな課題の一つと考えられた。また、自治体側、施設側が共通に理解でき、給食の運営業務の中で栄養管理の基準を具体的に展開する実施可能な一定の方法を示す必要性が示唆された。

A. 研究目的

自治体が健康増進法のもとで特定給食施設への指導や支援をすすめるなかで、給食施設がどのような食事を提供しているかを確認、把握する手段として、給食の運営報

告書ないしは栄養報告書など、定まった書式によってその内容の提出を求めている。これらの報告書に自治体が何を求めているかを知ることは、給食施設側が健康増進法の趣旨を給食運営や栄養管理の実施にどの

ように反映して行うべきかを考える基礎的資料になるものと考えられる。健康増進法施行にあわせ、これら報告書の内容を調査し、自治体が特定給食施設における適正な給食運営や栄養管理の実施状況をどのような内容から把握することができるかを考えているかを知ることを目的とした。また、施設種類別にどのような特徴が見られるかを同時に解析した。

B. 研究方法

1. 調査対象

保健所をもつ 127 自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）を対象とした。

2. 調査内容

各自治体で制定された特定給食施設等に関連する書類の提出を依頼した。提出を依頼するにあたり、関連書類の名称が各自治体により異なることが予想されたため、想定される書類名とその内容、インターネットで公開されている自治体の書式名の例をあげた資料を添付した（資料 1）。特定給食施設等に係わる書類のうち、栄養管理報告書（栄養月報等を含む）にしづり解析した。栄養管理報告書とは「健康増進法第 21 条第 3 項規定による適切な栄養管理が行われているかを把握するため、施設から提出される栄養管理に関する報告書」とした。

3. 調査方法

平成 15 年 12 月に依頼書を郵送し、平成 16 年 1 月初旬までに郵送により回答を得た。127 の自治体に郵送し、93 自治体より回答が得られた（回収率 73.2%）。このうち、何らかの書式の提出があった自治体が 78 自

治体（回答が得られたうちの 83.9%）であり、栄養管理報告書の書式の提出があったのは 64 自治体（回答が得られたうちの 68.8%、全自治体の 50.4%）であった。この栄養管理報告書の種類、報告書で求めている内容について解析を行った。

C. 調査結果

1. 栄養管理報告書の種類

提出された栄養管理報告書はのべ 177 枚（シート）であった。施設の種類により異なる書式を用いている自治体は 46 自治体（71.9%）、報告書の書式が 1 種類である自治体は 18 自治体（28.1%）であった。このうち全施設共通の書式を用いている自治体が 16 自治体、残りの 2 自治体は病院給食のみの書式であった。複数の報告書がある自治体においては、2 種～6 種類まであり、2 種類のところが多かった（表 1）。

報告書の種類は、目的が比較的近い施設の種類を組み合わせ、分類し用いているところが多かった。表 2 にその種類を示す。大きく分けると、病院、高齢者および介護施設（以後、介護施設）、児童を対象とした施設、学校、事業所と、対象者のライフステージおよび、医学的管理が必要な施設であるか否かでの組み合わせに分類された。施設の種類のうち単独の書式が最も多いのは病院であり、次いで学校、保育所であった。

報告書の名称は 28 種類あった（表 3）。このうち「栄養管理」という文言が含まれているものは 8 種類のみであった。特定給食施設と特定給食施設以外の給食施設を共通の書式としている自治体、施設の種類により報告書名が異なる自治体がみられた。

報告書の大きさは A4 サイズで、1 種類

のみB4サイズもみられた。A4サイズの場合は、片面のみ49.7%、2ページ分が43.4%、そのうち裏表で用紙としては1枚分のものが77.6%であった。最も多くて片面で6ページ分（3枚）が1.1%みられた。

2. 提出回数

栄養管理報告書の提出回数を表4に示す。1回のところが36自治体（56.3%）と最も多い。このうち1年間のなかで特定月1回を指定し提出を求めているところが30自治体であり、6自治体については1年間の平均値として提出を求めていた。2回、4回についてはいずれも特定の月を指定していた。中には特定の種類の施設のみ複数回提出を求めている自治体もみられた。この場合、いずれも保育所のみ複数回の提出であった。その他としては、立ち入り検査前というところもあり、定期的な提出を求めていない自治体もみられた。

3. 報告書の内容

報告書で記載を求めている項目を全て抽出し、健康増進法施行規則（以後、規則）、および関係通知（特定給食施設関係、健習発第0430001号、平成15年4月30日；以後、通知）に基づき分類したものが表5である。施行規則第9条、栄養管理の基準の規則第1号～規則第5号までを大項目、通知第4の中の規則第1号～第5号について両かっこで示された項目を中項目、さらに中項目中50音順で項目だけられたものを小項目とした。報告書で求めている内容は、規則第1号である「身体の状況、栄養の状態等の把握、食事の提供、品質管理および評価」に関わる項目が多い。また、表には

示していないが、栄養管理の基準に従った場合いずれにも分類できないが、栄養管理の実施を保証すると思われる運営条件に関わる項目が同時に求められていた。例えば、管理者名、給食従事者数、管理栄養士に関する項目（氏名、登録番号、勤務年数等）、組織、運営方法（委託の有無や委託内容等）、食材料費、非常食糧の備蓄等である。

これら報告書の項目について、表2に基づき施設の種類別に記載を求めている自治体数を求めたものが表6である。全てのシートに共通する項目はなかった。しかし施設の種類別にみると、いずれの自治体もが記載を求めている項目がみられた（病院：給与栄養量、栄養教育、学校：給与栄養量）。

規則第1号「身体の状況、栄養の状態等の把握、食事の提供、品質管理および評価」では、給与栄養量の目標（提供する食事の栄養量の目標値）および提供する食事の栄養量について記載を求めている自治体が多くかった。そこで栄養量に関する項目のみをまとめた（表7）。

対象集団の栄養所要量、給与栄養量の目標、給与栄養量、目標と実施の比較、摂取量にわけ、これらの記載を求めている数および比率を施設の種類ごとに示した。同時に表8にこれらの項目に使われていた用語を示す。同じ内容を求めている項目と判断されるが、使用されている用語が非常に多様であることがわかる。提供する食事の栄養量に関する内容として、荷重平均栄養所要量の算出を求め、その上で給与栄養量の目標を求めているところもあった。目標量は自治体で設定し、報告書にその数値がすでに記載されている例もある。また学校の場合、目標量は文部科学省が示している値を記載

しても良いとするところもあった。荷重平均栄養所要量を目標値とするよう記入要領で説明しているところもみられた。また給与栄養量は明らかに実施を求めているところと、実施の値か計画段階での値かが不明なところとがあった。目標の達成度として、給与栄養量の目標量に対する比率を充足率として算出させているところがみられた。エネルギーおよび栄養素の摂取量を求めている自治体は非常に少なく、自治体数では3自治体のみであった。摂取量調査の実施の有無を把握するのに留まり、かつその自治体数は約半数の自治体であった（表6）。目標量や給与栄養量を合わせて摂取状況とする自治体や、これらの項目を栄養管理状況と項目立てしている自治体もみられた。また、目標量や給与栄養量の算出にあたっては、5訂日本食品標準成分表を用いて算出することを前提にしている自治体と、食品構成に基づく荷重平均成分表による算出を前提にしているところ、いずれでもよいとするところとがあった。食品構成に基づく荷重平均成分表については、施設で作成することを前提とするところあるいは自治体で作成したものを持ち、それを活用するように指示しているところがみられた。

アセスメントの実施状況を把握する項目については、求めている自治体が必ずしも多くなかった。

規則第2号の「食事の献立」に関する項目は少なく、特に献立作成の基準を確認する項目はみられなかった。食品構成に基づく献立の有無の項目はみられたが、食品構成に関連した項目は今回規則第1号に分類した。食品群別の使用量ないしは給与量の記載を求めているところが多かった。嗜好

調査の実施や、給食利用者による評価については施設の種類によって異なるがいずれも多くなかった。最も多いのはいずれも事業所であり、それぞれ35.7%、28.6%であった。

規則第3号の「栄養に関する情報の提供」に分類される項目では、栄養教育について多くの自治体で記載を求めていた。提供する食事の栄養成分表示については、事業所給食については約78.6%の自治体が表示の有無の記載を求めていたが、それ以外では約30%程度に留まった。

規則第4号の「書類の整備」については1項目しかなく、給食関連帳簿の有無を尋ねているのみであり、かつ記載を求めている自治体も少なかった。

規則第5号の「衛生管理」についても項目は少なく、かつ記載を求めている自治体は少なかった。その中で最も多い項目が、検便の実施状況であった。

D. 考察

健康増進法第21条第3項において規定されている特定給食施設における適正な栄養管理の実施について、その状況を把握するために自治体は栄養管理報告書等の提出を求めている。これらを提出する意義や目的、また提出された報告書の用途などについては細則、通知、あるいは報告書の記入要領に記載されている。いずれも給食の運営や栄養管理等の実施状況を把握する目的で提出を求めている。報告書の名称は様々あり、統一された用語が使用されていないことが明らかになった。また、同一の目的で作成された報告書でも、施設の種類に応じて書式を変更している自治体もあれば、

全施設共通のものを用いているところもあった。施設の種類の分類方法も多様で、病院や学校を独立させている場合が多かった。それ以外では病院と介護保険施設の組み合わせといった医学的管理を必要とする施設をまとめている場合が多くみられた。適正な栄養管理の実施にあたっては、施設の目的、給食の利用者のライフステージや健康状態等その特性により異なるものと考えられる。従って、多くの場合は施設の種類を大きく分類し、その特性を考慮した報告書にしていると考えられる。しかし、求めている内容は各自治体により異なり、施設の種類別に見てもいずれの自治体、いずれの施設の種類にも共通する項目は少なかった。これらのこととは、各自治体ごとの法の解釈の違いや、特定給食施設の栄養管理の考え方、施設指導の方針等の違いを反映していると考えられる。

給与栄養量等、エネルギーや栄養素の目標量や提供量の実態を明らかにすることを栄養管理状況としているところ、目標量や給与栄養量を摂取量としてとらえているところがみられた。通知の1（2）には「喫食者に与えることが適当な熱量及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。」とある。自治体はこれらを根拠に栄養所要量ないしは給与栄養量の目標値の記載を求めていると考えられる。第6次改定日本人の栄養所要量の基本的な考え方、すなわち食事摂取基準として所要量をとらえたときに、対象者集団の荷重平均栄養所要量を給与栄養量の目標値にすることはその解釈を施設側が誤解することにつながりやすいと思われる。さらに「利用者の身体の状況、栄養状態、生

活習慣などを把握し、これらに基づき適当な熱量や栄養素の量を満たす食事の提供に努める」という趣旨にも添わないものと思われる。さらに通知1（3）には「提供した食事とその摂取の実態から、目標の達成度を調べ、その後の目標設定に役立てるよう、品質の管理とその評価に努めること。具体的には、利用者の食事量（盛りつけ量、摂取量又は残菜量等を把握し、関連する項目について総合的に判断すること。）」とある。これらを具体的に把握するために、提供する食事の栄養量に関する記載をほとんどの自治体が施設の種類を問わず求めていると考えられる。しかし、給与栄養量の目標値や実施量についての報告を求めるに留まり、提供した食事の摂取状況については充分に把握されているとは言えなかった。また、目標量や給与栄養量を摂取状況と位置づけている場合もみられた。特定多数人を対象としている給食施設で、摂取量を把握する必要はないと考えているのかどうかは今回の結果では明らかにはできない。しかし、おそらく施設側での摂取量の把握の困難さを反映していると思われる。これらのことより、アセスメントや食事摂取基準を集団の食事計画に活用する具体的な方法をわかりやすく示していくこと、摂取量の把握の意義やそれによって得られるメリットを示すことが課題であると言える。

今回、栄養管理の基準に照らして整理した項目については、およそ同じ内容を求めていると判断された項目にまとめ集計を行ったが、これらの中で使用されている用語には統一的に用いられているものが少なかった。表8にその一例を示したが、給食に係わる用語の定義が明らかでない可能性が

極めて高いことを示している。これらることは給食経営管理領域のみならず、管理栄養士や栄養士の業務に係わる広い領域において、用語の定義が曖昧であることを反映していると考えられる。自治体側、給食施設側であれ、統一的な解釈が可能な用語の整理とその使用が必要といえる。給食経営管理の学問的な裏付け、体系化の中で早急に整理されなければならない課題と考える。

一方、健康増進法施行規則や関連の通知において栄養管理の基準は、給食利用者のアセスメントに基づく給食の計画、計画に基づいた食事の提供、そして給食の摂取量等の把握を含め、食事提供の目的の達成度を評価することをシステム化してとらえ、給食を運営しなくてはならないことが強調されている。またこれら適正な栄養管理の実施を保証する食事とは、品質管理や衛生管理が適切に実施されることが前提となることを同時に示している。また、食事を単に提供するだけでなく、栄養教育を同時に実施することを求めている。しかし、栄養管理報告書の中では、アセスメントの実施状況を把握する項目を定めているところは必ずしも多くはなかった。栄養管理の実施状況の報告を求める側、提出する側が相互にその意義を理解し、報告書に記載される内容を確認することで、いずれの立場であれ栄養管理の実施の水準を確認し、改善すべきことを明らかにすることが期待されるところである。今後は、実際にこの報告書がどのように活用されているか、自治体側、施設側両面から検証が必要である。

E. 結論

健康増進法施行に基づき、自治体が特定

給食施設に提出を求める栄養管理報告書について検討を行った。報告書の名称、種類、提出回数等は各自治体により異なり、給食施設指導の方針などを反映していると考えられた。また、報告書に求める内容は、各自治体の法の解釈を反映していると考えられた。特に法の解釈の違いにつながることとして、使用される用語の不統一が一つの要因と思われ、今後給食経営管理領域における用語の整理が必要である。特定給食施設の行政指導業務は都道府県等の自治事務であることから、栄養管理の捉え方の違いが栄養報告書等にも反映されていた。給食業務の委託化が進行する現状を踏まえ、適正な栄養管理の実施にあたり、統一的な解釈や指導の方向性が具体的に示される必要があると言える。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

表1 栄養報告書種類数別自治体数

種類	自治体数	比率
1	18	28.1
2	16	25.0
3	11	17.2
4	5	7.8
5	11	17.2
6	3	4.7
合計	64	100

表4 栄養報告書の提出回数

回数	自治体数	
1	36	(このうち1年間の平均値6)
2	17	
4	10	
その他	1	(立ち入り検査前)

表3 報告書名

報告書名	自治体数
特定給食施設栄養管理状況報告書	6
特定給食施設栄養管理報告書	5
特定給食施設栄養報告書	5
特定給食施設栄養状況報告書	3
特定給食施設栄養月報	3
特定給食施設実施状況報告書	1
特定給食施設実態報告書	1
特定給食施設事前提出調査票	1
特定給食施設等栄養報告書	2
特定給食施設等栄養管理報告書	1
特定給食施設等栄養関係報告書	1
栄養報告	7
給食施設栄養管理報告書	4
栄養管理報告書	4
給食実施状況報告書	3
栄養管理状況報告書	2
給食栄養管理状況報告書	2
給食施設栄養報告書	2
栄養報告書	1
給食施設栄養報告	1
給食施設栄養管理状況報告書	1
給食施設実施状況報告書	1
食事療養状況報告書	4
病院給食栄養月報	3
病院給食常食栄養月報	1
社会福祉施設給食栄養月報	2
介護老人福祉・介護老人保健施設栄養月報	1
保育所給食報告書	1
合計	69

表2 栄養報告書の種類名

大分類	種類名	シート数	小計
全施設共通	全施設共通	16	16
病院等	病院 病院・診療所 医療提供施設 食事療養施設 病院等	25 3 3 1 1	33
高齢者施設・介護施設等 (介護施設)	病院・介護施設 社会福祉施設 介護保険・社会福祉施設 介護老人保健・介護老人福祉施設 病院・介護老人保健施設 介護老人保健施設 病院・介護保険施設 介護老人保健・社会福祉施設 介護老人保健・社会福祉・老人福祉施設 老人保健・社会福祉施設 病院・介護老人・社会福祉施設 福祉施設	7 5 5 4 4 3 3 2 2 1 1 1	38
保育所等	保育所 児童福祉施設 保育所・児童福祉施設 保育所・幼稚園 保育所・認可外保育所	11 8 6 1 1	27
学校	学校	17	17
事業所等	事業所・寄宿舎・他 事業所等 事業所・その他 事業所・寄宿舎・矯正施設他 事業所 事業所・寄宿舎 事業所・寄・一般給食センター・他	5 2 2 2 1 1 1	14
その他	給食施設(⇒病院・介護施設) 病院・保育所以外 病院・介護保険施設以外 病院・介護老人保健施設以外 その他(⇒児童福祉施設・医療提供施設) 学校・病院以外 病院・介護老人保健・社会福祉施設以外 学校・病院・介護保健施設・保育所以外 児童福祉・矯正・寄宿舎・事業所・その他 事業所・寮・その他 食事療養施設以外 児童福祉施設等(⇒病院) 一般(⇒病院・学校・保育所) その他(⇒病院・保育所・学校) その他(⇒学校・病院・介護老人保健・福祉施設・保育所) その他(⇒病院・保育所・認可外保育施設) 福祉	7 3 3 3 3 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	32

表 5 - 1 栄養管理報告書における項目の法的根拠

健康増進法施行規則第9条	健康増進法の施行について(通知) 第4	
	大項目	中項目
一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者(以下「利用者」という。)の身体状況、栄養状況、生活習慣等(以下「身体の状況等」という。)を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。	1 身体の状況、栄養の状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価	<p>利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供に努め、品質管理(提供する食事の量と質について計画を立て、その計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行い、その評価に基づき、食事の品質を改善することをいう。)を行うよう努めること。</p> <p>(1) 個々人の栄養状態等の評価に応じて食事を提供する必要があることから、定期的に適当な熱量及び栄養素の量を把握するよう努めること。</p> <p>(2) 個々人の性、年齢、栄養状態及び病状等に基づき、喫食者に与えることが適当な熱量及び栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。なお、給与栄養量の目標は、喫食者の栄養状態等の状況を踏まえ、定期的に見直すよう努めること。</p> <p>(3) 提供した食事とその摂取の実態から、目標の達成度を調べ、その後の目標設定に役立てるよう、品質(提供される食事量、熱量及び栄養素の量、温度、形状等)の管理とその評価に努めること。具体的には、利用者の食事量(盛りつけ量)、摂取量又は残食量等を把握し、関連する各項目について総合的に判断すること。</p>
二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。	2 食事の献立	(1) 献立の作成

				栄養管理報告書における項目	
小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	小項目
	1	1		対象者の把握	有無 性別 年齢(学年)区分別 生活活動強度別 体格区分別 平均年齢 健康状態
	1	1		健康診断	有無 結果の把握
	1	1		栄養スクリーニング	有無 対象 項目 他職種との連携
	1	1		栄養アセスメント	有無 項目 対象者 他職種との連携
	1	1		身体状況の把握	有無 身長 体重 BMI 肥満度 疾病状況 血液検査
	1	1		肥満の判定方法	
	1	1		栄養モニタリング	有無 項目 他職種との連携
	1	1		栄養ケア後の評価	有無 他職種との連携
	1	1		食習慣の把握	
	1	1		生活習慣の把握	
	1	2		栄養ケアプラン	有無 他職種との連携
	1	2		栄養管理上特に注意している事項	
	1	2		食種別栄養基準量(有無)	
	1	2		対象別栄養基準量(有無)	
	1	2		対象別食品構成(有無)	
	1	2		給与栄養量(目標) * 1)	
	1	2		食品構成(目標) * 2)	
	1	2		栄養比率(目標) * 3)	
	1	2		給食の利用率	
	1	2		給与栄養目標量・給与栄養量の算出方法	
	1	3		給与栄養量(計画または実施) * 1)	
	1	3		食品構成の給与量(計画または実施) * 2)	
	1	3		栄養比率(計画または実施) * 3)	
	1	3		摂取量 * 1)	
	1	3		摂取量の算出方法	
	1	3		食品構成(摂取量) * 2)	
	1	3		栄養比率(摂取) * 3)	
	1	3		給与栄養量の目標に対する給与栄養量の充足率	
	1	3		食品構成に対する使用量の充足率	
	1	3		摂取量調査	有無 実施回数 方法 残食率
	1	3		喫食調査	有無 回数 内容 改善
	1	3		検査	有無 時間 検食者職種
	1	3		過温給食の有無・方法	
	1	3		作業指示書	有無 内容
ア 献立の作成にあたり、喫食者の給与栄養量が確保できるよう、施設における献立作成基準を作成するよう努めること。	2	1	ア	食品構成に基づいた献立の有無	

表 5 - 2 栄養管理報告書における項目の法的根拠

健康増進法施行規則第9条	健康増進法の施行について(通知) 第4	
	大項目	中項目
二 食事の献立は、身体の状況等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。	2 食事の献立	(1) 献立の作成 (2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、喫食者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう配慮するよう努めること。
三 献立表の掲示並びに熱量たんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。	3 栄養に関する情報の提供	(1) 喫食者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行ななど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、喫食者が正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設に応じ、喫食者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。 (3) 食事を提供する前に、あらかじめ、献立を喫食者に示すこと。
四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備える付けること。	4 書類の整備	(1) 栄養管理関係業務を適切に実施し、その内容を評価するために、上記の業務の内容が確認できるよう、献立表のみならず、喫食者の性、年齢、給与栄養量の目標量、推定栄養摂取量等の帳簿を適宜作成し、当該施設に整備すること。なお、実施献立には、熱量及び栄養素、食品群別重量等を記録し保存するよう努めること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
五 衛生の管理については、食品衛生法(昭和22年法律第223号)その他関係法令の定めるところによる。	5 衛生管理	給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和22年法律第223号)、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

				栄養管理報告書における項目	
小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	小項目
イ 食事の内容は、喫食者の身体の状況、栄養状態、生活習慣、病状、治療状況、摂取量、嗜好等を考慮するよう努めること。	2	1	イ	給食量の調整(主食・副食別の有無) 給食形態	食堂・ラントルーム(有無) 食事場所 単一・選択給食(有無) 単一・選択給食(種類数) 選択給食(回数) サイクルメニュー(有無) アラカルト(有無) アラカルト(種類数) カフェテリア(有無) カフェテリア(種類数) バイキング給食の有無 バイキング給食(種類数) 個人対応食(アレルギーなど) 特別献立(テーマ献立・行事食)
ウ 献立の作成は、一定期間(1週間、旬間、1か月)を単位に予定献立を作成するよう努めること。なお、献立実施時に変更が生じた場合は、献立に明示するよう努めること。	2	1	ウ	その他給食に関する工夫 献立表	有無 内容
エ 献立は、喫食者に魅力ある給食とするため、各料理の組合せのほか、各地域の特色や季節感、行事食等を取り入れ、変化に富んだ献立とするよう努めること。また、喫食者の病状、食事の摂取量、嗜好等を定期的に調査し、献立に反映するよう努めること。	2	1	エ	嗜好調査	有無 回数 内容 方法
	2	1	エ	給食利用者による評価	有無 回数 方法 改善課題 改善策
	2	1	エ	テーマ献立	有無 内容
	2	1	エ	栄養量(献立)の自己評価・課題	
	3	1		栄養成分表示	有無 項目 実施方法
	3	2		栄養教育	有無 内容 個別集団別 入院外来訪問別・入所通所別 回数(件数)・延べ人數 資料・配布物 講演会 教室 社内報
	3	2		食教育の取り組み(有無) 栄養指導室の有無 栄養士養成施設学生・看護学生等への栄養教育 喫食者・外来等への健康・栄養情報提供	有無 内容 献立表(掲示・配布) ポスター・リーフレット・食卓メモ 給食だより 校内放送
	4	1		給食関係帳簿の有無	
	5			検便 実施状況	
	5			衛生管理	消毒・駆除の有無 消毒・駆除の回数
	5			衛生関係帳簿の有無	
	5			保存食	有無 回数 期間 温度

表5注についての説明

* 1) 納入栄養量の内容

エネルギー
たんぱく質、動物性たんぱく質
脂質、動物性脂質
炭水化物(糖質)
カルシウム
リン
鉄
亜鉛
マグネシウム
カリウム
ナトリウム、食塩(塩分相当量)
ビタミンA(レチノール当量)
ビタミンB₁
ビタミンB₂
ビタミンC
食物繊維
その他

* 2) 栄養比率の内容

たんぱく質エネルギー比、動物性たんぱく質比
脂質エネルギー比、動物性脂質比
脂肪酸比(S:M:P比)
炭水化物エネルギー比(糖質エネルギー比)
穀類エネルギー比

* 3) 食品構成の食品群分類

大分類	小分類
穀類	米、大麦、小麦、その他の穀類、パン類、麺類、強化米、加工品、雑穀、ごはん、堅果類、パン(小麦粉重量)、精白米、政府配給の小麦、政府配給以外の小麦
いも類/いも及びでん粉類	さつまいも、じゃがいも、その他のいも類、こんにゃく類、加工品
砂糖類/砂糖および甘味類	
豆類	大豆、大豆製品、その他豆類、加工品
みそ	
種実類/堅果類	
野菜類	緑黄色野菜、その他の野菜、漬物、乾燥野菜、有色野菜
果実類	果実(生)、果実(その他)、かんきつ類、ジャム
野菜・果実類	
きのこ類	
海藻(草)類/藻類	
魚介類	魚介類(生)、魚介類(干)、練り製品、加工品、塩蔵・缶詰、小魚類
肉類	獣鳥鯨肉類、肉加工品、レバー類
卵類	
動物性食品	
乳類	牛乳、乳製品、スキムミルク(脱脂粉乳)、脱脂乳
油脂類	油脂類、種実類、動物性、植物性
菓子類	
調味料類(調味料および香辛料類)	しょうゆ、みそ、塩、その他の調味料
油脂・調味料	油脂類、砂糖類
調理済み加工・冷凍品	
嗜好飲料類	
調味嗜好飲料	
強化剤名	
強化食品	

表6 栄養管理報告書に求める項目の出現状況

通知内の項目分類			施設の種類別分類		全施設共通		病院等		介護施設		保育所等		学校		事業所等		その他	
大項目	中項目	小項目	n		16		33		38		27		17		14		32	
1	1	対象者の把握	2	12.5	8	24.2	10	26.3	8	29.6	6	35.3	9	64.3	3	9.4		
1	1	健康診断(有無・結果の把握)	0	0.0	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	9.4		
1	1	栄養スクリーニング	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	1	栄養アセスメント	1	6.3	7	21.2	4	10.5	2	7.4	1	5.9	0	0.0	0	0.0		
1	1	身体状況の把握	3	18.8	5	15.2	9	23.7	9	33.3	5	29.4	5	35.7	4	12.5		
1	1	肥満の判定方法	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.8	1	5.9	0	0.0	0	0.0		
1	1	栄養モニタリング	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	1	栄養ケア後の評価	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	1	食習慣の把握	0	0.0	1	3.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.1		
1	1	生活習慣の把握	0	0.0	5	15.2	4	10.5	6	22.2	2	11.8	2	14.3	10	31.0		
1	2	栄養ケアプラン	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	2	栄養管理上特に注意している事項	1	6.3	3	9.1	0	0.0	3	11.5	0	0.0	0	0.0	3	9.4		
1	2	食種別栄養基準量(有無)	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	2	対象別栄養基準量(有無)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	10	37.0	2.0	11.8	0	0.0	0	0.0		
1	2	対象別食品構成(有無)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	33.3	2.0	11.8	0	0.0	0	0.0		
1	2	給与栄養量(目標)	10	62.5	21	63.6	34	89.5	19	70.4	15	88.2	12	85.7	26	81.3		
1	2	食品構成(目標)	12	75.0	20	60.6	29	76.3	15	55.6	9	52.9	4	28.6	26	81.3		
1	2	栄養比率(目標)	10	62.5	17	51.5	24	63.2	10	38.5	11	64.7	8	57.1	11	34.4		
1	2	給食の利用率	2	12.5	0	0.0	5	13.2	0	0.0	0	0.0	6	42.9	0	0.0		
1	2	給与栄養目標量・給与栄養量の算出方法	1	6.3	0	0.0	3	7.9	1	3.7	2	11.8	3	21.4	1	3.1		
1	3	給与栄養量(計画または実施)	14	87.5	33	100.0	29	76.3	24	88.9	17	100.0	13	92.9	24	75.0		
1	3	食品構成の給与量(計画または実施)	10	62.5	29	87.9	34	89.5	23	85.2	12	70.6	9	64.3	29	90.6		
1	3	栄養比率(計画または実施)	7	43.8	3	9.1	6	15.8	2	7.4	3	17.6	2	14.3	14	43.8		
1	3	摂取量	1	6.3	2	6.1	2	5.3	2	7.4	1	5.9	2	14.3	1	3.1		
1	3	摂取量の算出方法	0	0.0	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.1		
1	3	食品構成(摂取量)	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	3	栄養比率(摂取)	1	6.3	2	6.1	2	5.3	3	11.1	1	5.9	2	14.3	1	3.1		
1	3	給与栄養量の目標量に対する充足率	6	37.5	3	9.1	6	15.8	2	7.4	3	17.6	2	14.3	14	43.8		
1	3	食品構成に対する使用量の充足率	2	12.5	0	0.0	2	5.3	3	11.1	1	5.9	0	0.0	0	0.0		
1	3	摂取量調査	3	18.8	11	33.3	13	34.2	14	51.9	9	52.9	7	50.0	7	21.9		
1	3	喫食調査	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
1	3	検食	4	25.0	2	6.1	7	18.4	3	11.1	5	29.4	3	21.4	1	3.1		
1	3	適温給食の有無・方法	3	18.8	9	27.3	15	39.5	1	3.7	0	0.0	2	14.3	5	15.6		
1	3	作業指示書	0	0.0	9	27.3	3	7.9	3	11.1	3	17.6	3	21.4	0	0.0		
2	1	ア 食品構成に基づいた献立の有無	2	12.5	1	3.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	7.1	0	0.0		
2	1	イ 納食量の調整(主食・副食別の有無)	0	0.0	3	9.1	5	13.2	5	18.5	4	23.5	5	35.7	4	12.5		
2	1	イ 納食形態	4	25.0	1	3.0	5	13.2	11	40.7	8	47.1	12	85.7	10	31.3		
2	1	イ その他給食に関する工夫	2	12.5	1	3.0	1	2.6	1	3.7	1	5.9	0	0.0	1	3.1		
2	1	ウ 献立表	0	0.0	4	12.1	4	10.5	4	14.8	3	17.6	6	42.9	1	3.1		
2	1	エ 嗜好調査	3	18.8	11	33.3	8	21.1	8	29.6	4	23.5	5	35.7	9	28.1		
2	1	エ 納食利用者による評価	2	12.5	4	12.1	4	10.5	5	18.5	1	5.9	4	28.6	2	6.3		
2	1	エ テーマ献立	0	0.0	2	6.1	4	10.5	4	14.8	3	17.6	4	28.6	1	3.1		
2	1	エ 栄養量(献立)の自己評価・課題	2	12.5	4	12.1	3	7.9	6	22.2	3.0	17.6	2	14.3	4	12.5		
3	1	栄養成分表示	5	31.3	10	30.3	11	28.9	10	37.0	8	47.1	11	78.6	14	43.8		
3	2	栄養教育	10	62.5	33	100.0	32	84.2	15	55.6	15	88.2	11	78.6	30	93.8		
3	2	食教育の取り組み(有無)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
3	2	栄養指導室の有無	0	0.0	3	9.1	3	7.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	9.4		
3	2	栄養士養成施設学生・看護学生等への栄養教育	0	0.0	3	9.1	6	15.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
3	2	喫食者・外来等への健康・栄養情報提供	6	37.5	8	24.2	14	36.8	13	48.1	8	47.1	7	50.0	10	31.3		
4	1	給食関係帳簿の有無	2	12.5	6	18.2	6	15.8	6	22.2	6	35.3	8	57.1	1	3.1		
5		検便 実施状況	1	6.3	7	21.2	1	2.6	6	22.2	2	11.8	2	14.3	13	40.6		
5		衛生管理	0	0.0	1	3.0	0	0.0	1	3.7	1	5.9	0	0.0	1	3.1		
5		衛生関係帳簿の有無	1	6.3	0	0.0	1	2.6	1	3.7	1	5.9	1	7.1	0	0.0		
5		保存食	1	6.3	1	3.0	0	0.0	1	3.7	1	5.9	0	0.0	1	3.1		

表7 納入栄養量の目標等の把握に関する実態

	栄養所要量			給与栄養量の目標		給与栄養量			目標と実施の比較			摂取量	
	総数	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
共通	16	6	37.5	10	62.5	14	87.5	7	43.8	1	6.3		
病院等	33	16	48.5	21	63.6	33	100.0	3	9.1	2	6.1		
介護施設	38	9	23.7	34	89.5	29	76.3	6	15.8	2	5.3		
保育所等	27	3	11.1	19	70.4	24	88.9	2	7.4	2	7.4		
学校	17	2	11.8	15	88.2	17	100.0	3	17.6	1	5.9		
事業所等	14	1	7.1	12	85.7	13	92.9	2	14.3	2	14.3		
その他	32	7	21.9	26	81.3	24	75.0	14	43.8	1	3.1		
合計	177	44	25.0	137	77.8	154	87.5	37	21.0	11	6.3		

表8 報告書に用いられている提供する食事の栄養量に関する用語

栄養所要量	給与栄養量の目標	給与栄養量	摂取量	目標の達成度
栄養所要量	給与栄養目標	給与栄養量	推定摂取量	充足率
加重平均栄養所要量	給与栄養目標量	給与栄養量(実施)		基準比
荷重平均栄養所要量	給与目標量	給与量		給与量／所要量
平均栄養所要量	栄養給与目標	実給与量		基準栄養量に対する 給与栄養量の比率
荷重平均所要量	栄養給与目標量	実給与栄養量		給与栄養量の比率
	栄養目標量	平均給与栄養量		
	目標栄養量	平均供給栄養量		
	目標とする栄養量	供給量		
	目標量	提供量		
	基準栄養量	栄養摂取量		
	荷重平均(目標量)			
	栄養所要量(目標量)			
	所要栄養量の基準			
	荷重平均給与栄養量の基準			

資料1

特定給食施設等に係る書類の例

書類名	書類の内容	様式名の例
給食開始届	健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設を設置した者が事業を開始する時の届出（健康増進法施行規則第6条で定める事項）。	給食開始届 給食施設開始届 特定給食施設設置届出書 特定給食施設事業開始届
給食届出事項変更届	給食開始届で届出た事項に変更のあった場合の変更届。	給食届出事項変更届 給食施設変更届 特定給食施設届出事項変更届出書 特定給食施設事業変更届
給食廃止（中止）届	給食開始届を届出した者が事業を休止又は廃止したときの届出。	給食廃止（休止）届 給食施設休止（廃止）届 特定給食施設事業休止（廃止）届
特定給食施設該当報告書	健康増進法第21条第1項に規定する特定給食施設であって特別の栄養管理を必要なものとして都道府県知事が指定する施設であることの届出（健康増進法施行規則第7条で定める施設が提出する届出）また指定後に指定基準に合致しなくなったことの届出。	特定給食運営状況票 特定給食施設報告書
栄養管理報告書 (栄養月報等含む)	健康増進法第21条第3項規定による適切な栄養管理を行うための各特定給食施設の栄養管理に関する報告書。	栄養報告（病院・介護施設） (給食施設) 特定給食施設栄養管理報告書 (学校用)（病院用） (社会福祉・介護保健施設用) (保育所・児童福祉施設用) 栄養管理報告書 特定給食栄養月報（児童福祉施設） (医療提供施設)（その他の施設）
管理栄養士必置の特定給食施設の指定通知書	健康増進法第21条第1項に規定する特定給食施設であって特別の栄養管理を必要なものとして都道府県知事が指定する施設（管理栄養士を置かなければならない特定給食施設）であることの通知書。	管理栄養士必置指定通知書 指定通知書 指定特定給食施設指定書
管理栄養士必置の特定給食施設の指定取消通知書	健康増進法第21条第1項に規定する特定給食施設であって特別の栄養管理を必要なものとして都道府県知事が指定後、食事数の減少等により指定の基準に達しなくなった場合の指定の取消の通知書。	管理栄養士の必置指定解除通知書 指定取消通知書 指定特定給食施設指定取消書
施設指導要領（マニュアル）	健康増進法19条の栄養指導員が法第22条の規定により指導又は助言を行なう場合の栄養指導員の指導内容を標準化するためのマニュアル。	特定給食施設等指導マニュアル（栄養指導員用）
施設指導に関する基準表 (評価概容を含む)	栄養指導員が指導又は助言を行った場合の指導状況の記録票。 評価概容：評価項目を定め評価基準（良い普通 良くない など）を定めている場合はその基準表。	給食施設指導状況票
指導票	栄養指導員が指導又は助言を行った施設に交付する指導票。	指導票 特定給食施設栄養指導票 特定給食施設指導票